平成２３年（フ）第３６４号
千葉県四街道市大日270番地２　豊ハイツ205
債務者　遠山　　智
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３６６号
千葉県成田市美郷台３丁目３番地１　リンデンハウスＡ102
債務者　佐々木貴美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７６号
千葉県成田市公津の杜５丁目36番地３　公津アトリオⅠ―102
債務者　江刺　昌亮
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７７号
千葉県成田市公津の杜５丁目36番地３　公津アトリオⅠ―102
債務者　江刺　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４７号
千葉県木更津市中央３丁目６番19号
債務者　峯岸　益代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８１号
岐阜県揖斐郡池田町片山南松戸340　エクセル大和205号室、住民票上の住所岐阜県不破郡垂井町大滝628番地の62
債務者　米田　裕芳
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
愛知県豊田市花園町若石山15―１　フォーブル若草103、住民票上の住所愛知県豊田市寿町８丁目51番地　グローリアスハイツ豊田107号
債務者　坂田　好一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
岡山県倉敷市連島町西之浦5657番地８
債務者　渡邉　廣一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
岡山県倉敷市連島町西之浦5657番地８
債務者　渡邉　勝子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
釧路市新橋大通７丁目１番13号
債務者　菅野　幹子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
北海道厚岸郡厚岸町湾月２丁目259番地
債務者　菊池　智美（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３０４号
釧路市入舟７丁目２番５号　田中マンション２―８
債務者　泉　　慎哉（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５号
釧路市文苑４丁目10番22号
債務者　佐々木正二
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３０６号
北海道釧路郡釧路町別保５丁目14番地　Ｃ―３―４
債務者　廣瀬　教子（旧姓紺田・澤田）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
熊本県八代市水島町2971番地２
債務者　潮崎　理恵
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５２号
北海道標津郡中標津町東19条南８丁目５番地１　ライフステージ101号室、住民票上の住所北海道標津郡中標津町東19条南８丁目５番地１
債務者　加藤　和敏
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部